

令和3年度総合事業の事業評価

令和3年度総合事業の事業評価の実施方針

1 評価の目的

総合事業について、介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を通じ、「地域づくりを含む全体評価」をした上で、「介護予防・生活支援サービス事業評価」及び「一般介護予防事業評価」を行い、事業全体の改善につなげることを目的とする。

2 評価根拠

- 地域支援事業実施要綱（老発0328第1号通知、令和4年3月28日改正）
別記1の規定による。

3 評価時期

- 前年度の総合事業の実施状況について、実績が確定する毎年6月以降の地域密着型サービス等運営審議会において審議の上、評価する。

4 評価の流れ

- 評価にあたっては、以下の3つの指標に基づき、市が総合事業についての状況を確認し、4段階評価を基本とした自己評価を行う。

①ストラクチャー指標【定性評価】

事業を効果的かつ効率的に実施するための実施体制等に関する指標

②プロセス指標【定性評価・定量評価】

事業を効果的かつ効率的に実施するための企画立案、実施過程等に関する指標

③アウトカム指標【定量評価】

事業成果の目標に関する指標

4点：できている

3点：ある程度できている

2点：あまりできていない

1点：できていない

- 市による自己評価を、地域密着型サービス等運営審議会において審議した上で、最終的な行政評価とする。

5 評価結果の公表

- 評価結果は、10の指標に沿ってレーダーチャート化（資料2-2）した上で、市ホームページで公表する

青森市介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

総合事業とは

総合事業は、介護保険法の改正に伴い、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、高齢者の介護予防と地域の支え合い体制づくりを推進する事業であり、本市では平成29年4月から実施している。

目的

- (1) 高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、自らの能力を活かして活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援する。
- (2) 高齢者が住み慣れた地域の中で、人とつながり、集い、支え合うことなどを通じて、生きがいづくりや生活支援、介護予防が図られる地域づくりを行う。

1 介護予防・生活支援サービス事業

【対象者】

- ① 要支援認定を受けた者
- ② 基本チェックリスト該当者(事業対象者)

事業	内容
介護予防ケアマネジメント事業	要支援者等に対する自立支援に向けたケアマネジメント
介護予防訪問介護相当事業	訪問介護員による身体介護や生活援助
介護予防通所介護相当事業	介護事業所での食事や入浴等の生活上の支援及び機能訓練

2 一般介護予防事業

【対象者】

第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者

事業	内容
介護予防対象者把握事業	閉じこもり等何らかの支援を要するかを早期に把握し、地域の介護予防活動につなぐ
介護予防普及啓発事業	ロコモ予防体操指導等、地域での主体的な取組を支援
こころの縁側づくり事業	地域に交流の場をつくり、生きがいづくりと仲間づくりを進める ・地域のつどい ・まちなかいきいきサロン
高齢者生きがい対策事業	健康農園での耕作を通じた健康づくり・冬場の体力づくり
ボランティアポイント制度	高齢者が施設や地域でボランティア活動をした場合にポイントを付与
地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーション専門職等の知見を活かし、地域の介護予防の取組の機能強化を図る
介護予防評価事業	市が行う総合事業を自ら評価し、改善を図る

令和3年度総合事業の評価結果の概要

【カテゴリーと評価項目の対応関係】

◆総合事業（地域づくりを含む全体評価）

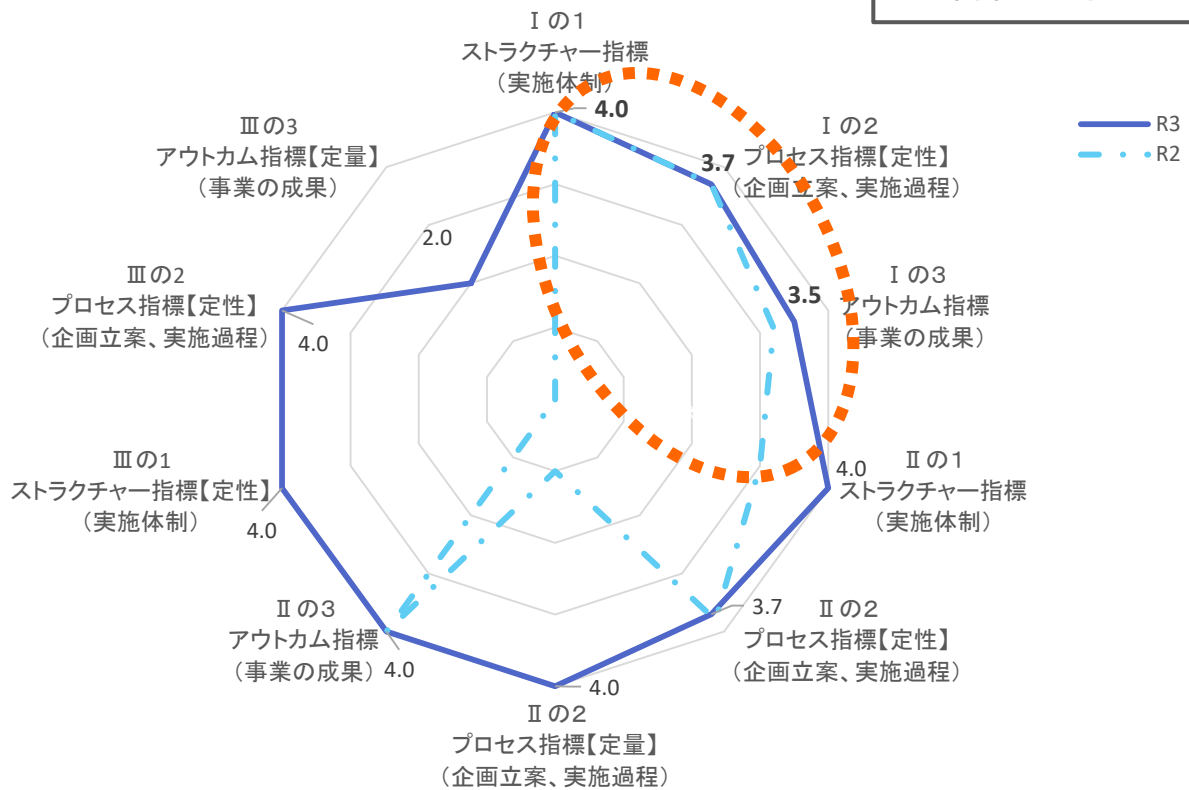
- ・ I の 1 ストラクチャー指標【定性】（実施体制）
1（1）～（2）

- ・ I の 2 プロセス指標【定性】（企画立案、実施過程）
2（1）～（6）

- ・ I の 3 アウトカム指標【定量】（事業の成果）
3（1）～（6）

令和3年度総合事業〔地域づくりを含む全体評価〕結果の概要

評価平均:3.7



【講評】

(1) 総評

○ Iの1 ストラクチャー指標【定性】(実施体制)

- ・事業を効果的かつ効率的に実施する上で、市関係部署と地域包括支援センター、地域支え合い推進員を配置している市社会福祉協議会との継続的な連携体制が構築されている。

○ Iの2 プロセス指標【定性】【定量】(企画立案、実施過程)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により活動が制限されたものの、感染対策を講じた上での地域支え合い推進員による定期的な地区社協への訪問、オンライン形式による会議等への参加により地域課題やニーズの把握に努めている。
- ・地域の主体的な支え合い活動が市内全域に広がるよう、市関係部署と関係機関が互いに連携協力しながら取組を進めていく必要がある。

○ Iの3 アウトカム指標【定量】(事業の成果)

- ・介護予防に関する費用額は計画額を下回っているものの、65歳以上の新規認定者割合及び要支援・要介護認定率はともに横ばいで推移している。

(2) 重点的に取り組むべき事項

新型コロナウイルス感染症の影響により、各地区における介護予防及び支え合い活動がこれまでのような形態では、実施が難しくなったことから、関係団体や専門職団体、市他部署等と積極的に連携し、つどいの場等における活動再開・継続に向け、新たな実施方法についての情報の提供等、支援を行っていく必要がある。

【カテゴリーと評価項目の対応関係】

◆総合事業（介護予防・生活支援サービス事業評価）

- ・ IIの1 ストラクチャー指標【定性】（実施体制）
1（1）

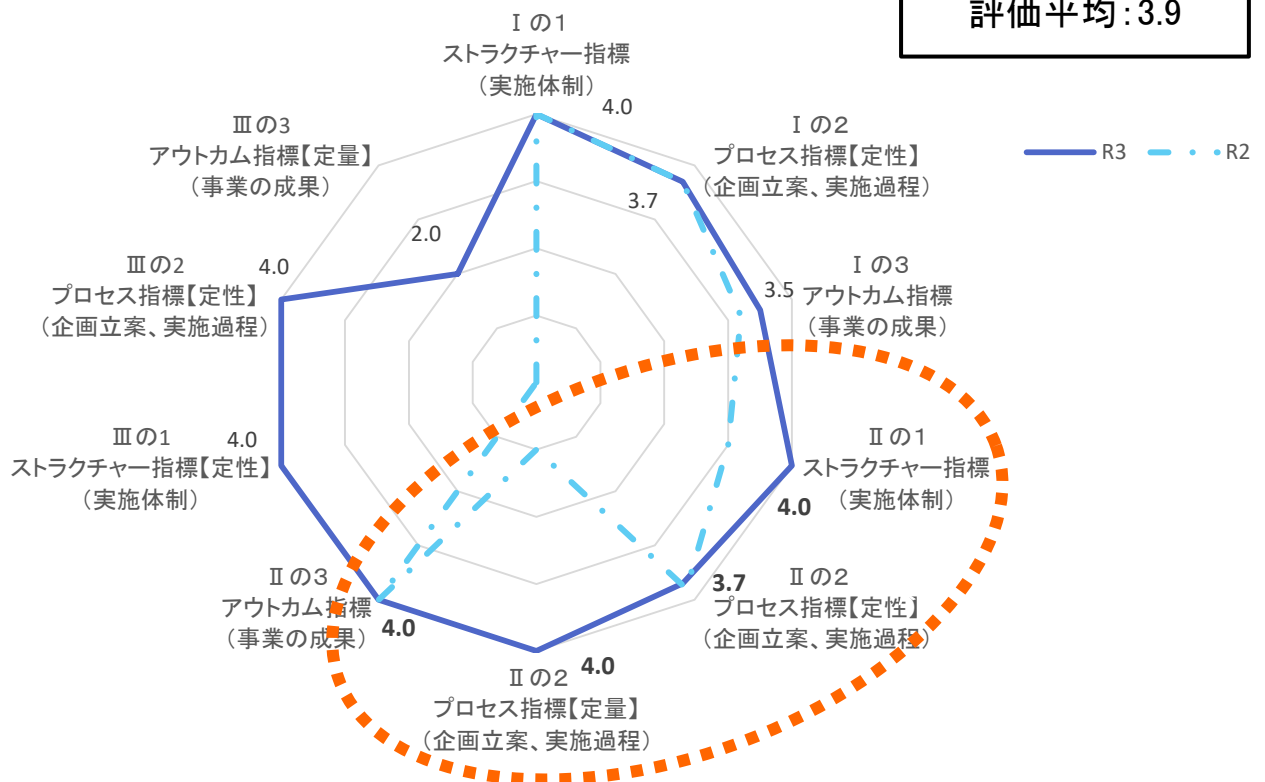
- ・ IIの2 プロセス指標【定性】（企画立案、実施過程）
2（1）～（6）

- ・ IIの2 プロセス指標【定量】（企画立案、実施過程）
2（7）

- ・ IIの3 アウトカム指標【定量】（事業の成果）
3（1）

令和3年度総合事業〔介護予防・生活支援サービス事業評価〕結果の概要

評価平均: 3.9



【講評】

(1) 総評

○IIの1 ストラクチャー指標【定性】(実施体制)

- ・包括支援センター等を対象とした実践的な研修の開催や理学療法士等の専門職と連携した「地域ケア個別会議(自立支援型会議)」の開催により、自立支援、介護予防・重度化防止に向けた連携体制が構築されている。

○IIの2 プロセス指標【定性】【定量】(企画立案、実施過程)

- ・事業の実施内容については、令和4年度に実施予定の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果を踏まえて検討し、必要に応じて適宜、計画を見直していく。
- ・市の介護予防担当部署に、社会福祉士や保健師等の専門職を配し、自立支援、介護予防・重度化防止に資する取組を継続して行っていく。

○IIの3 アウトカム指標【定量】(事業の成果)

- ・「要介護認定区分」の変化については、適切なサービスの利用が状態の維持・改善に効果的であるといえる。
- ・「基本チェックリストの該当項目の変化」や「主観的健康観」については、「基本チェックリスト該当項目の変化」ではサービスの利用が利用者の維持・改善につながっていると確認できなかったものの、「主観的健康観」では改善がみられた。

(2) 重点的に取り組むべき事項

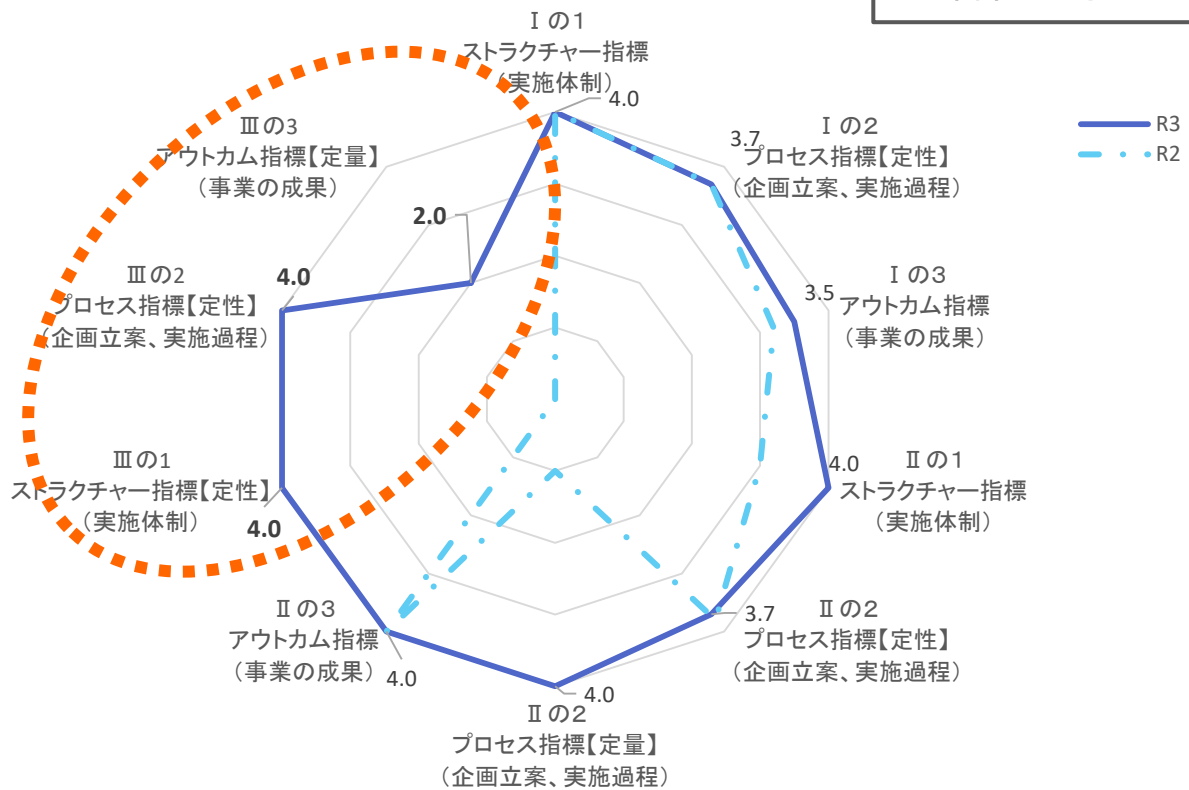
専門職の視点を取り入れた自立支援、介護予防・重度化防止に向けた介護予防ケアマネジメントを推進する。

【カテゴリーと評価項目の対応関係】

- ◆一般介護予防事業（地域づくりを含む全体評価）
 - ・Ⅲの1 ストラクチャー指標【定性】（実施体制）
 - 1（1）
 - ・Ⅲの2 プロセス指標【定性】（企画立案、実施過程）
 - 2（1）～（10）
 - ・Ⅲの3 アウトカム指標【定量】（事業の成果）
 - 3（1）～（2）

令和3年度総合事業〔一般介護予防事業評価〕結果の概要

評価平均:3.3



【講評】

(1) 総評

○Ⅲの1 ストラクチャー指標【定性】(実施体制)

- ・高齢福祉分野(高齢者支援課)、医療保健分野(国保医療年金課)、健康増進分野(健康づくり推進課)の保健師による、組織横断的・包括的な取組により連携・協働体制が構築されている。
- ・関係する部署間において、連携・協力体制を構築している。

○Ⅲの2 プロセス指標【定性】(企画立案、実施過程)

- ・医療専門職等による保健医療の視点からの支援が積極的に関与しており、つどいの場における内容の充実や魅力の向上につながっている。

○Ⅲの3 アウトカム指標【定量】(事業の成果)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者のつどいの場が中止となる状況が続き、高齢者の身体機能の低下が懸念されたが体力測定データを分析・比較したところ、維持又は改善の傾向が確認された。
- ・つどいの場の活動再開、継続に向けた支援を行うとともに、気軽に立ち寄れるスーパー等で地区に関わらず参加ができるつどいの場の推進をしていく必要がある。

(2) 重点的に取り組むべき事項

高齢者の「つどいの場」の取組を進めるとともに、その効果を実証するため、参加者のデータの分析等を行っていくとともに、より多くの高齢者が気軽に参加できるつどいの場を推進していく必要がある。